

納 税 課 長
税 務 課 長
収 税 課 長 殿
収 納 課 長
徴 収 課 長

オンライン参加可能

一般社団法人 日本経営協会
理事長 引野 隆志

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

徴収事務を実務的にマスターするシリーズ 8

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(滞調法)の解説

＜令和7年11月4日(火)・5日(水)＞

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本会事業活動に格別なご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「徴収事務を実務的にマスターするシリーズ」は、全10回にわたって開催するもので、すべて受講していただくことにより、滞納処分全般に精通する徴収職員を育成することを目的に企画したものです。もちろん単体での受講も可能です。講師は、税務大学校、自治大学校、東京都、日本年金機構等で多年にわたり徴収事務の講座を担当されてきた税理士の小山紀久朗氏が全回指導いたします。

今回のシリーズ8は、「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(滞調法)の解説」ですが、民事執行法において財産開示手続がより利用しやすくなり強制執行の増加が予想され、また債権執行に関する取立権の期限が延長されたため、重ねてする滞納処分の差押えをする機会が増えることなどから、この法律の適用場面が多くなると考えられます。

公務が多忙の折とは存じますが、本講座に多数の徴収担当職員の方がご参加くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時：令和7年11月4日(火) 13:00～17:00
11月5日(水) 9:30～16:30

講 師：税理士 小山 紀久朗氏

参加方法：[会場参加] 日本経営協会内専用教室
(東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-31-11
住友不動産新宿南口ビル 13 階)
[オンライン参加] Zoom による Live 配信

参 加 料：会員(1名) 36,300 円(税込)
(負担金) 一般(1名) 39,600 円(税込)

申込方法：本会ホームページから講座名を検索していただき、お申込みください。

- ※令和6年度より、FAXでのお申込みは廃止いたしました。
- ・講座開催日の約1か月前より順次、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
- ・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡ください。
- ・お申込みは5営業日前までお願いいたします。
- ・定員になり次第締め切らせていただきます。受付状況は、本会ホームページからご確認ください。

キャンセル：お申込み後、キャンセルされる場合は必ず事前にご連絡下さい。

会場参加の場合、開催日の3営業日前～前日のキャンセルは参加料の30%、開催当日のキャンセル・ご欠席は100%をキャンセル料として申し受けます。オンライン参加の場合は、開催日の5営業日前～当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。

その他：参加者が少数の場合、天災、その他の不可抗力の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

○オンライン参加での留意事項

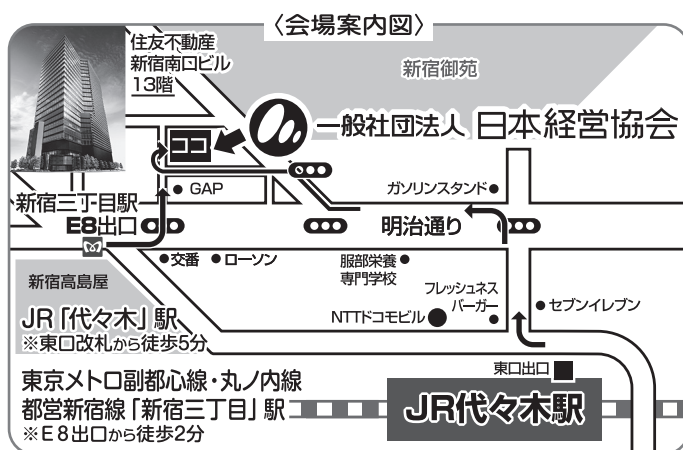
- ・オンライン参加の場合、セミナー実施3営業日前を目途に、ZOOM ID等をメールにてお知らせいたします。
- ・お申込みをいただいた参加者のみご受講をお願いします。お申込みをいただいていない方の配信閲覧は堅くお断りいたします。

お申込み
お問合せ先



一般社団法人 日本経営協会

(お問合せは平日の月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いいたします)



本部事務局 企画研修グループ

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-31-11

TEL (03) 6632-7139

E-mail: tks@noma.or.jp URL <http://www.noma.or.jp>

▶ プログラム ◀

滞納者の財産について、滞納処分と強制執行等が競合することも少なくありません。このような場合、どちらが換価（取立）権を行使すべきかが問題となりますが、それらの調整手続を定めたのが「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（略称「滞調法」）」です。ところが、この法律は準用規定だけで、とても難解です。

そこで、主として図を示すことによって調整手続について説明した上、それぞれの場面でどのような書式を使って強制執行機関との間でやりとりをするのか解説するとともに、いくつかの難解な事例についてと、実務上の問題点についても説明します。

1. 滞納処分と強制執行等との調整

- (1)調整の必要性
- (2)滞調法の制定、大幅改正、残された課題
- (3)滞調法を補完する規定

2. 両者が競合した場合の具体的な調整手続

- (1)不動産について
- (2)債権について
- (3)動産について

3. 実務上の問題点

講師紹介

小山 紀久朗 氏

平成7年 東京国税局徴収部訟務官室長
平成9年 王子税務署長
平成10年 税理士登録
平成11年～平成17年
(株)整理回収機構執行役員相談室長

平成19年～平成22年
内閣府 官民競争入札等監理委員会専門委員
平成27年～
八千代市固定資産評価審査委員会委員
現在、税理士として幅広くご活躍中

※当日は最新の情報を反映する等、予告なく一部内容を変更する場合がございます。予めご了承ください。

「徴収事務を実務的にマスターするシリーズ」令和7年度開催案内

シリーズ1	国税徴収法・地方税総則の解説	令和7年 5月19日(月)～ 5月20日(火)
シリーズ2	財産調査	令和7年 6月9日(月)～ 6月10日(火)
シリーズ3	債権差押え	令和7年 6月23日(月)～ 6月24日(火)
シリーズ4	交付要求・参加差押え	令和7年 7月7日(月)～ 7月8日(火)
シリーズ5	第二次納税義務	令和7年 8月4日(月)～ 8月5日(火)
シリーズ6	連帯納税義務・納税義務の承継	令和7年 9月1日(月)～ 9月2日(火)
シリーズ7	納税の緩和措置・倒産処理手続と滞納処分	令和7年 10月14日(火)～ 10月15日(水)
シリーズ8	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(滞調法)の解説	令和7年 11月4日(火)～ 11月5日(水)
シリーズ9	差押財産換価事務の進め方	令和7年 12月10日(水)～ 12月12日(金)
シリーズ10	滞納処分ができない債権の回収	令和8年 1月19日(月)～ 1月20日(火)

※令和6年度より、FAXでのお申込は廃止いたしました。
下記URLよりお申込みください。

<https://www.noma.or.jp/seminar/tabid/138/Default.aspx>

NOMA 講座

検索

NOMA
NIPPON OMNI-MANAGEMENT ASSOCIATION